

2024年12月25日

各位

会社名 株式会社ストリームメディアコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 金 東佑
(証券コード 4772 東証グロース)
問合せ先 取締役経営企画部門長 山田政彦
(TEL: 03-6809-6118)

ファンクラブ事業に係る兄弟会社との取引開始に関するお知らせ

当社は、2024年12月25日開催の臨時取締役会において、当社兄弟会社である株式会社SMEJ Plus(以下、「SMEJ Plus」という)と株式会社エスエム・エンタテインメント(以下、「エスエム」という)所属アーティストにおけるファンクラブ事業の企画に係る業務に関して、当社が業務を受託する委託契約(以下、「本件取引」という)を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件取引は当社の親会社である株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン(以下、「SMEJ」という)の子会社同士の取引に該当する為、SMEJの取締役を兼任する当社取締役の山田政彦氏並びに金亨柱氏、及び当社兄弟会社であるSMEJ Plusの代表取締役を兼任する金亨柱氏は、本件取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本件取引に関する交渉並びに議案の審議及び決議には参加していません。

記

1. 本件取引締結の理由

当社は、日本国内にてエスエムアーティストのマネジメント業務を独占的に展開しています。当社兄弟会社であるSMEJ Plusは同アーティストに係るマネジメント業務を除いたファンクラブ事業を日本国内で展開しており、当社とSMEJ Plusの間において事業ドメインが重複しないようこれまでグループ内で調整を図ってまいりました。一方、マネジメント業務の一環としてアーティスト活動の情報共有や当社コンサート事業におけるマーケティング施策の展開等、シナジーの強化やファンの方々へのシームレスなコミュニケーションを目的とし、業務の連携を取っていた背景があります。また、当社が属するエスエムグループにおいてはグループメリットを最大化するために、より効率的な事業運営によるコスト削減を図ることを推進しています。このような状況の基、当社はアーティストビジネスにおけるファンクラブ事業以外の全てを担っている関係上、当社が本件取引を受託することにより、一連のビジネス潮流において一貫通貫でサービスを提供することが可能となる他、グループとしてはコスト削減による事業の拡大も狙えます。また、当社はこれまで多数の他社アーティストや俳優のファンクラブ運営実績がありノウハウを保有していることから、エスエム所属アーティストへも活用することができ、これまで提供していた既存ファンクラブサービスを強化し、当社が企画した新たなサービスをSMEJ Plusが運営側として展開していくことによりファンの満足度やARPUの向上が期待でき、SMEJ Plusにおいてもメリットを享受できると考えています。なお、当社成長戦略においてはアーティスト本人稼働をほと

んど必要としない MD 事業といったアーティスト IP を活用した周辺ビジネスの強化を図っており、本件取引を受託することでこれら分野の成長も期待できるのみならず、当社がファンクラブ会員基盤の活用が可能となることから、ターゲットマーケティング等の施策を実施し会員が増加した場合は、当社コンサート事業等の拡大も狙えシナジーを図れることから総合的に勘案した結果、本件取引を受託することを決定しました。

2. 本件取引の概要

(1) 業務委託内容について

ファンクラブイベント、入会キャンペーン及び継続特典、会報誌のコンテンツ、メルマガ及びバースデーメールの内容、並びにその他ファンクラブサービスの企画業務

(2) 業務委託期間について

2024年12月1日～2025年11月30日(自動更新条項あり)

※2024年12月26日より業務を開始しますが、委託料算出の関係上、2024年12月1日に遡及して契約開始日に設定しています。

(3) 業務委託料について

SMEJ Plus の売上高に対して 8.5% の料率を乗じた金額が本件取引による当社売上高となります

3. 相手先の概要

(1) 名称	株式会社 SMEJ Plus		
(2) 所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー21階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金 亨柱		
(4) 事業内容	ファンクラブの企画・運営 他		
(5) 資本金	1億円		
(6) 設立年月日	2020年4月1日		
(7) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	当社の取締役が当該会社の代表取締役を兼務しております。	
	取引関係	当社は当該会社との間でソフトウェアの賃貸借契約を締結しております。	
	関連当事者への該当状況	当社の支配株主である SMEJ が当該会社の議決権を 100% 保有しているため、関連当事者に該当します。	
(8) 当該会社の売上高(千円)	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期 (9月末時点)
	1,667,429	2,246,865	1,898,045

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2024年12月25日
(2) 契約締結日	2024年12月1日
(3) 取引開始日	2024年12月26日

5. 今後の見通し

本件取引の実施に伴い2025年12月期連結決算における業績への影響は現在精査中であり、見通しが整い次第、開示が必要な場合は速やかにお知らせいたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

①支配株主との取引等の妥当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社の支配株主であるSMEJはSMEJ Plusの議決権の100%を保有しているため、本件取引の締結は支配株主との取引に該当します。

当社は2024年3月28日に公表いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、親会社から独立した立場の社外取締役が参加する取締役会において、十分審議したうえで意思決定を行うこととしております。なお、取引が発生する場合には、当該取引条件を第三者の取引条件と同等の条件と比較検討し、定期的な価格交渉・審議の上で決定しております。また、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応していく方針です。」と定めております。

本件取引の締結は、以下に記載のとおり必要な措置を講じており、上記方針に適合していると判断いたしました。

②公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引は支配株主との取引等に該当することから、本件取引の締結にあたっては、公平性の担保及び利益相反回避の観点より以下の措置を講じております。

まず、本件取引につきましては、当社業務委託契約実績に基づいた取引条件となるよう設定し、社外取締役を含めた取締役会において検討した上で、取引条件を決定しております。

加えて、手続きの公平性を高めるため、SMEJ及びSMEJ Plusと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている金紀彦氏、同じく当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている上田浩之氏、片岡朋行氏に対して下記③に記載のとおり諮問し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本件取引締結の合理性及び公正性が認められ、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

また、当社取締役のうち、支配株主にあたるSMEJの取締役である山田政彦氏及び金亨柱氏、兄弟会社にあたるSMEJ Plusの代表取締役である金亨柱氏は、利益相反を回避する観点から、本件取引の取引条件の交渉及び契約締結の審議及び決議にはいずれも参加しておりません。

③本件取引の決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件取引は支配株主との取引等に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有していない当社の社外取締役であり、独立役員である金紀彦氏、同じく当社の支配株主と利害関係を有していない当社の社外監査役であり、独立役員である上田浩之氏、片岡朋行氏に対して本件取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、この点について意見書を提出することを依頼いたしました。

独立役員である金紀彦氏、上田浩之氏、片岡朋行氏の意見書の内容は以下のとおりです。

① 本件取引の目的、上場会社としての企業価値向上など

貴社は、日本国内にて SMEJ の 100%親会社である韓国のエスエム所属のアーティストのマネジメント業務を独占的に展開し、SMEJ Plus は、エスエム所属アーティストに係るマネジメント業務を除くファンクラブ事業を日本国内で展開し、これまで、貴社と SMEJ Plus 間で事業ドメインが重複しないよう調整を図ってきましたが、一方、マネジメント業務の一環としてアーティスト活動の情報共有や貴社コンサート事業におけるマーケティング施策の展開等、シナジーの強化やファンの方々へのシームレスなコミュニケーションを目的とし、業務の連携も取っていた背景があり、さらに、貴社が属するエスエムグループにおいてグループメリットを最大化するため、より効率的な事業運営によるコスト削減を図ることを推進している状況にあるとのことです。

かかる状況の中で、本件取引を行うことは、貴社が、国内アーティストビジネス潮流において一気通貫で顧客にサービスを提供することが可能となる他、エスエムグループとしてコスト削減による事業の拡大も狙うことができるとのことです。また、貴社はこれまで多数の他社アーティストや俳優のファンクラブ運営実績がありノウハウを保有していることから、エスエム所属アーティストへ活用することにより既存ファンクラブサービスを強化することができ、SMEJ Plus は貴社が企画したサービスを運営側として展開していくことによりファンの満足度や ARPU の向上が期待できるとのことです。また、貴社の成長戦略においては、MD 事業といったアーティスト IP を活用した周辺ビジネスの強化を図っており、本件取引を受託することでこれら分野の成長も期待できるのみならず、貴社がファンクラブ会員の基盤を活用し、会員が増加した場合、貴社コンサート事業等の拡大も狙うことができ、シナジーを図ることができるとのことです。

以上を総合的に勘案しますと、本件取引は貴社にとって合理性があります。また、本件取引において貴社が本ファンクラブの企画業務を有償で受託し、SMEJ Plus から業務委託料を受領することで、貴社の新たな収益が発生します。このことは、貴社の少数株主の利益になり、貴社の企業価値も向上します。

上記のとおり、本件取引の目的は合理的で、貴社の少数株主にとっても利益になり、上場会社としての貴社の企業価値向上に資するものです。

② 対価の公正性について

貴社は、グッズ制作やプラットフォーム利用に関する業務委託契約の場合におけ

る貴社過去実績を基に SMEJ Plus でのファンクラブ事業における粗利率に鑑み、上記のファンクラブ事業の手数料レンジを決定し SMEJ Plus 側と協議を行ったとのこと。ところが、本件取引の業務委託料は、このレンジを約 1% 超える料率であり、その意味で適正水準を超える合理性のあるものであり、貴社にとって有利な契約条件であると考えられます。

また、本ファンクラブの企画業務は、それ自体在庫リスクがないばかりか、そもそも貴社には現在ファンクラブ担当スタッフが在籍していることから、当該スタッフの活用によりさらにコストを下げることも可能で、実質的な利益幅はさらに広がることも予想されます。

よって、本件取引の業務委託料は、貴社の同種事業の粗利水準を超えるもので、しかも更なるコスト削減により実質的な利益幅を広げ得る点に照らし、妥当性、公正性に欠けるところはないものと認められます。

③ 取引手続きの公正性について

本件取引に先立ち、貴社は、社外取締役・金紀彦、社外監査役・上田浩之、社外監査役・片岡朋行に対して、本件取引の目的及び内容を詳細に説明し、本意見書の作成を依頼しました。当該社外役員 3 名が本件取引に関する公正性について十分に検討した上で作成した本意見書は、本件取引に関する取締役会に提出される予定です。

本件取引に関する取締役会においては、各取締役及び各監査役に対して本件取引に関する資料を事前に適切に開示した上で、本件取引の目的や内容などについて、十分に説明及び議論される予定です。

本件取引は、上記のとおり SMEJ の子会社間の取引に該当する為、SMEJ の取締役を兼任する貴社取締役の山田政彦氏及び金亨柱氏、並びに貴社兄弟会社である SMEJ Plus の代表取締役を兼任する金亨柱氏は、本件取引に関する貴社取締役会の意思決定の公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本件取引に関する交渉並びに議案の審議及び決議には参加しない予定です。

よって、本件取引に関する手続には公正性が認められます。

上記「意見書の概要」に記載のとおり、本件取引は、取引等の目的、交渉過程の手続き、対価の公正性、上場会社の企業価値向上などの観点から総合的に検討すると、客観的妥当性が認められ、当社の企業価値を向上させるものであるから、本件取引を実施する旨の当社取締役会における決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないとする旨の意見書を2024年12月19日付で入手しております。

以 上